

## 御殿場市指定給水装置工事事業者指定申請等に関する必要書類一覧

御殿場市指定給水装置工事事業者指定申請等に添付する必要書類は下記のとおりです。

申請種類	必要添付書類	申請期日
新規指定	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	
	機械器具調書（別表）	
	誓約書（様式第2）	
	法人…定款又は寄附行為及び登記事項証明書 個人…住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	
	給水装置工事主任技術者免状の写し	
主任技術者の選任解任	給水装置主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	14日以内 （選任）
	給水装置工事主任技術者免状の写し （指定申請書と同日に申請する場合は申請書のものを代用可）	遅滞なく （解任）
指定事項 （名称・所在地・代表者等）の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）	変更のあった日より30日以内
	法人…定款又は寄附行為及び登記事項証明書 個人…住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	
	誓約書（役員変更の場合）	
	変更後の免状の写し（免状の番号が変更になった場合）	
廃止	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	30日以内 （廃止休止）
休止	廃止の場合…指定給水装置工事事業者証を返納	10日以内 （再開）
再開	休止の場合…指定給水装置工事事業者証を提出	

◎ 指定給水装置工事事業者の指定を受けますと『御殿場市指定給水装置工事事業者証』が交付されます。（指定手数料・・・15,000円）

◎ 指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付の申請ができます。（再交付手数料・・・1,000円）

お問合せ先

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483  
御殿場市産業水道部水道業務課 管理スタッフ

TEL 0550-82-4602

FAX 0550-83-4646